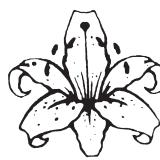


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年12月25日（金曜日）

号外第83号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○監査委員公表

監査の結果について（2件）

1

監査委員公表**神奈川県監査委員公表第25号**

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成27年12月25日

| |
|------------------|
| 神奈川県監査委員 真 島 審 一 |
| 同 高 岡 香 |
| 同 太 田 眞 晴 |
| 同 茅 野 誠 |

監第129号

平成27年12月3日

(請求人)

岩 田 薫 様

| |
|------------------|
| 神奈川県監査委員 真 島 審 一 |
| 同 高 岡 香 |
| 同 太 田 真 晴 |
| 同 茅 野 誠 |

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成27年10月5日に受理した同日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

- 1 請求人から提出された平成27年10月5日付け請求書の内容（内容は原文「請求の要旨」及び「請求の理由」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。また、請求書では個人名の記載をしているが、政務活動費の目的である議員を除き、氏名についてはXと記号化した。以下、同一氏名は同一記号で表記する。）

(1) 請求の要旨

神奈川県議会局経理課長は、神奈川県議会の自民党会派

に対し平成26年4月～27年2月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に所属議員分の政務活動費を振り込んできた。この交付金は1人あたり月額530,000円である。自民党会派所属の議員の中村省司は、このうちから、平成26年4月25日、同5月26日、同6月25日、同7月25日、同8月25日、同9月25日、同10月25日、同11月25日、同12月25日、平成27年1月26日、同2月26日に、各45,000円ずつ計495,000円を、実態のないHP作成費名目で詐取したものである。前記、中村は平成27年5月15日の期限までに「政務活動費支出伝票」を会派を通して議会局経理課長に提出しているが「鎌倉市二階堂117番地8所在のスパライズ株式会社、代表取締役X」名で社判が押された金50,000円の領収書計11枚は、すべて偽造されたものである。よって議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

同様にして、自民党会派所属の中村省司は、受け取った上記の政務活動費から、平成26年4月25日に340,200円、同7月20日に291,600円、同11月25日に291,600円の計923,400円を、実態のない県政レポート作成代金名目で詐取したものである。こちらも、平成27年5月15日の期限までに会派を通して議会局経理課長に提出しているが、「鎌倉市小町1－6－5所在の石井印刷株式会社」名で社判が押された領収書は、すべて架空のものである。よって、前記の金員の返還の措置をとるよう議会局経理課長に求める。

(2) 請求の理由

請求人は前記金員が詐取されたものであることを次の理由で得た。

ア HP作成費について

「政務活動費支出伝票」に添付された「スパライズ株式会社、代表取締役X」は、インターネットで検索すると温泉振興事業を展開する会社であることがわかる。代表取締役のX氏は、現在鎌倉市の市議会議員である。かつてX氏は県議の中村省司の秘書兼運転手をつとめていた経緯があるが、氏のブログやツイッターなどを見ると、平成26年、27年は秘書兼運転手の仕事をまったくしていないとの事実がわかる。関係者に聞いたところ、中村県議の事務所の仕事を平成26年、27年は一切手伝っていないことが判明した。にもかかわらず、HP作成業務をX

づきまして、私の方で行政訴訟を提起しまして、既に、横浜地方裁判所で、この裁判については、審議中であります。それで、前回の監査請求を出した時に、本件に関わる県議会議員中村省司氏の、まあ政務活動費、以前は政務調査費でしたけれども、領収証に対して、極めておかしい点があるということを指摘しまして、前回、監査委員の方で調査をされまして、その領収証の発行者である石井印刷株式会社から、個人の収入になって、会社の台帳には一切の記載が無いという証言を基にしたという事実を、監査結果としていただいております。現在、この件に関しては、横浜地方検察庁で刑事事件として、刑事告訴、詐欺要件で捜査が進展しております。既に、石井印刷からも事情聴取され、パソコンの押収がされ、なおかつ、中村省司議員の方では、資料を廃棄したという事実があります。その廃棄された資料は、横浜地方検察庁で、廃棄物業者から、押収したという話を聞いて、捜査がかなりの進展をしているところであります。今回の件に関しましても、前回の監査結果と同じでありますけれども、会派の收支の中では、赤字分があるので、つまり、返還の必要はないという結果でございます。今回も、そうした結果になる可能性が極めて高いんでありますけど、しかし、私としましては、その得た資料で、情報公開請求によって得た資料で、問題点がいくつも出てきましたので、あえて、監査請求をさせていただいた次第です。

1点目のホームページの作成費でありますけれども、これは今回情報公開請求しまして議会局より開示された中で出てきたもので、平成26年4月25日付けからほぼ毎月領収書が添付されておりまして、27年の2月までに至る分につきまして措置請求をさせていただきましたが、各45,000円ずつ495,000円のホームページ作成費ということで、スパライズ株式会社代表取締役X名で社判の押された領収書が添付されております。このX氏についてこちらで調べましたところ、現在鎌倉市の市議会議員であります。X氏は平成17年から中村省司議員の秘書兼運転手として事務所に入り、このホームページ作成をしたという事実は確認しております。事務所のスタッフにホームページは作成されていたと。しかし、このX氏に関しては、平成21年、7年前に鎌倉市議会議員に当選し、以降事務所を離れ、市議会議員としての活動に専念しております。ということで、彼の周辺の証言、それから彼自身が出しているブログやツイッター等で確認しましても事務所の仕事は一切していないと、議員になってからしていないということを確認しております。にもかかわらず、つい至近の平成26年4月から平成27年2月まで毎月ホームページ作成費が領収書添付で、このような形で使ったということで出ているということで極めて遺憾であります。この領収書について、X氏が発行していないとすれば、これは偽造されたものであるということになりますて、これも正に詐欺ということになってしまうという可能性が極めて高いと思います。で、ちなみにこの件に関しましても、行政事件の方では今、証人申請をしてX氏の

証言をいただこうという段取りを取っているところであります。でまあ、かつて確かに仕事はしていたけれども、その時にこうした領収書を出していた可能性はありますが、その後は一切仕事はしていない。この領収書を出したことがないという風な周辺からも証言をいただいておりますので、是非、監査委員の皆様方においては、この領収書がなぜこういう形で、つい最近平成27年2月まで毎月出ておりますので、出されているのか確認をいただきたいと思います。それが今回の監査請求のまず1点目であります。

2点目のこれは、前回と同じ県政レポートを作成したという名目で石井印刷株式会社から平成26年4月から11月に至るまでの340,200円から291,600円に至るまでの何回かにわたっての領収書が添付されておりますけれども、これについては、やはり情報公開請求でこちらで写しを交付いただいた訳ですけれども、1つ不審な点はこれに現物の添付がないということです。本日資料としてお配りしました、これは部外秘でありますけれど自由民主党の会派で作った政務活動費の伝票作成マニュアルであります。この中に広報広聴費及びに資料作成費に関しては現物を添付してくださいとはっきり書いてあります。資料作成費の方でも成果物の添付をお願いしますと書いてありますが、いずれもその成果物の添付がない。以前こちらに監査請求をさせていただいた23年度から25年度に関しては成果物の添付が確かにありました。

これについては、今、刑事告発のほうでは、1部だけ作成して、実際には印刷していなかったということについての検査をしていただいておりますけれども、いずれにしても、1部を添付はしておりました。しかし今回、この平成26年の4月から11月にわたる県政レポート作成費として領収書が添付されている件に関しては、成果物が一切添付されておりません。ということで、会派で作ったこのマニュアルにも反するということで、我々としては、我々県民としては、成果物がないと本当に印刷したかどうかという確認ができない。前回は、まあ印刷したけど1部だけ作ったもので印刷していないという実態について、刑事・民事両方で、私の方では事実確認をお願いしているところでありますけれども、今回はその成果物さえないと、極めて不透明な支出になっているという実態であります。

それから、前回、石井印刷株式会社は、個人の収入にして会社の帳簿には一切記載がないということを、監査委員にも証言しておりますけれども、とするならば、今回についてはどうなのか。極めて不透明であることは間違ひありません。ということで、是非きちんとした調べをお願いしたいということです。

ただ、前回同様、会派内では支出が上回れば返す必要がないという結果になる可能性がありますけれども、しかし、もしこれが完全に実態のないものに使われたということであれば、それは返さないで解決すべき問題なのか、それとも、県のこれは公金ですので、監査委員として、やはりその分については返還を求めるということなのか、そこら辺

の判断は、極めて重要なものであるという風に考えます。私たち県民としては、おかしい支出があったのに、それを返さないで処理された問題だから、それについては関与できないという結論が今後も続くとすれば、極めて不本意であります。なおかつ、神奈川県政活動費の交付等に関する条例、この条例の第11条の1項には、政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者を置かなければならぬ、会派はですね、このように定められております。そうすると、この自民党の会派においても、経理責任者並びに監査責任者がいて、こうした支出についてきちんと確認をしているはずと思われます。しかし、こうした形跡がない。この監査責任者が、もしいるとするならば、会派の中でのこうした確認をどうしてきたのかということも、私たち県民とすれば非常に疑問が残る点であります。ということで、是非きちんと、中身についての確認をいただきたい。

もう1つ、1点あれすれば、つい先日までこの中村省司事務所で会計責任者をしていたYさんという女性がおります。彼女に関しては、今年7月でこの事務所の会計責任者を辞任したという風に聞いておりますが、いま私が行っている行政訴訟では、彼女の証人としての証言を求めたいということも請求しておりますけれども、彼女が一切の事務処理をしていたということを聞いておりますけれども、そうしますと、彼女が事実を知っているわけですけれども、この領収書についてどうなのか確認を求めるところでありますけれども、私が聞いている範囲では、これ関係者から聞きましたけれども、先ほどのホームページ作成費についても、きちんととした会社から、X氏の会社から出たものでなく、彼女の方で書いて添付したものであるということを聞いております。そこら辺は、この裁判の中では本人の証言をきちんと聞きたいという風に考えておりますけれども。そういう経緯もありますし、極めて不透明であることは間違ひありません。

これは、情報公開請求が開示されたのが今年の8月26日と9月1日付けで私は資料を得ましたので、この監査請求に関しての時効の規定がありますけれども、今回の返還請求に関しては、知り得た期日からまだ1年経っておりませんので、時効の規定は及ばないという風に考えている次第です。

なおかつ、これは監査委員として、公職にあるX氏、鎌倉市議会議員ですので、是非本人の確認を求めていただきたいと。これは、きちんとした職権で本人の確認を求めていただければ、本当にこのホームページを作成して、この領収書を出していたのかどうかですね。その点は、是非お願いしたいところであります。毎年支出されているものでありますので、これは外部にホームページの作成を依頼したものではなく、事務所内のスタッフがホームページを作成したというふうに関係者から聞いております。ということでありますので、既に先ほど言いましたように、市議会議員でその仕事をしていないという風に聞いておりますので、そこら辺の確認を是非していただきたいところであります。

ます。ということで、今回は2件にわたる、県政レポートの作成費についても、前回の監査請求に追加の分でお願いしたいということがあります。これについては、成果物が無いという実態がありますので、是非調査をお願いしたいということです。今、司法の判断も仰いでいる事件でありますけれども、前回以降の追加資料も出ましたので、新たに監査請求を私の方で提起させていただいたという次第ですので、県の監査委員の皆様方の良識を信じたいと考えておりますので、よろしく調査の方をお願いしたいということです。私の陳述は以上です。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

- パソコンが押収され、関係資料も押収されているという話があつたが、裏付けのあるご認識かとの監査委員の確認に対し、「はい、原告として、警察当局から、その後いろいろ追加資料を出したりのやりとりがありますので、そこで聞いた事であります。」
- 関係の帳簿の類は、司法の手にあるのかとの監査委員の確認に対し、「いや、私の聞いている範囲は、帳簿まではまだ押収していないという風に聞いておりますので、関係者のところにあると思います。それ以外のものを遺棄したものを押収したということですので、特に石井印刷に関しては、帳簿はまだあると思います。警察の方で入手したという話は聞いておりません。」
- スパライズ株式会社に関して、請求人の方から警察に対して何を行い、それに対する動きはどうなっているのかとの監査委員の確認に対し、「公開していませんけれども、追加資料として上申書の形でこんなものもあるということで提出しています。」「警察が何をしたかは分かりませんが、X氏本人を呼んでこのことについては事情を聞いたということは聞いております。」

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、政務活動費の交付事務を所管する議会局経理課を選定し、平成27年10月27日(火)に横浜合同庁舎2階会議室において、職員調査を実施した。

なお、議会局経理課職員は、議長から議会書記に任命されているとともに、知事から神奈川県職員に任命されている。議会局経理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 政務活動費の書類審査について

政務活動費について、会派から議長に提出された政務活動費収支報告書及び領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)(写)に対する審査は、平成25年3月に策定された「政務活動費の手引き」(以下「手引き」という。)に定められた「政務活動費の基本的な考え方」や「政務活動費の充當に当たっての運用指針」を判断基準としている。

また、議長から知事に送付された政務活動費収支報告書(写)及び証拠書類等(写)に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第13条の規定(昭和45年規則第41号)に準

じて行っている。

これらの審査に当たっては、使途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、証拠書類等（写）に明らかに目的外支出と認められる記載がある場合や計算に明らかな誤りがある場合を除き、適正であると判断している。

なお、手引きにおいて、資料作成費については、1件につき5万円を超える場合は成果物を保存することを求めているが、提出することにはなっていない。

② 本件監査請求に関する見解について

今回、請求人が違法又は不当に詐取されたと主張する事実証明書（平成26年4月25日から平成27年2月26日までのスパライズ株式会社名の領収書が貼付された政務活動費支出伝票の写し及び平成26年4月25日から同年11月25日までの石井印刷株式会社名の領収証が貼付された政務活動費支出伝票の写し）を改めて確認したところ、問題はなかった。

本件においては、証拠書類等（写）から請求人の主張する事実を確認することは困難であり、議長に提出された証拠書類等（写）も適正であることから、政務活動費の交付先である自由民主党神奈川県議団に対して返還を求めるることはできない。

4 関係人調査の実施

本件監査請求の趣旨は、本件支出が支出の原因のないもので架空のものであるとの主張である。そこで、本件支出が実際に行われたものであるか否かを確認するために、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を次のとおり実施した。

① 自由民主党神奈川県議会議員団（以下「当該会派」という。）

本件監査請求に関し、本件政務活動費の交付先である当該会派に対し、平成27年11月5日（金）に聞き取りによる調査を実施するとともに、本件支出に係る関係書類（政務活動費支出伝票、「中村省司県政レポート」と題した紙（以下「県政レポート」という。）、領収書、会計帳簿）の原本の確認を行った。

当該会派の説明の要旨は、次のとおりであった。

政務活動費の交付等については次のとおりである。

ア 当該会派に所属する議員への交付の時期

当該会派が交付を受けた政務活動費については、毎月一定額を各議員に直接現金で交付する。

イ 各議員からの支出の報告

四半期毎に提出期限を定めて、手引きに基づく政務活動費支出伝票及び支出を証する証拠書類等並びに政務活動費出納簿の提出を求めている。

ウ 政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者の業務内容

政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者は、慣例及び条例に基づき次のような業務を行っている。

（イ） 政務活動費経理責任者

各議員から提出された政務活動費支出伝票及び政務活動費出納簿をとりまとめ、会派としての政務活動費

収支報告書及び会計帳簿を作成する。

なお、会計帳簿の作成に当たっては、各議員から報告された個々の支出が条例や手引きに反していないか、必要な書類が添付されているかを確認し、日付順、経費区分毎に整理し作成する。（議員毎には整理していない。）

（ロ） 政務活動費監査責任者

各議員から提出された政務活動費支出伝票及び政務活動費出納簿の内容を四半期毎に監査する。必要に応じて政務活動費経理責任者へ問い合わせを行い、支出が適正であるかを監査する。なお、ホームページについては、実際のホームページの存在を確認している。

エ 報告の内容が不適格と判断された場合の取扱い

不適格と判断した政務活動費支出伝票及び証拠書類等を該当の議員に差し戻す。

② 中村省司神奈川県議会議員（以下「中村議員」という。）

本件監査請求に関し、本件支出に係る領収書の宛名人であり、またホームページの開設者及び「県政レポート」の発行人である当該会派所属の中村議員に対し、平成27年11月9日（月）に聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果、中村議員の説明の要旨は次のとおりであった。

スパライズ株式会社代表取締役及び石井印刷株式会社代表取締役とは長い間信頼関係にあり、業務を発注していることは承知しているが、平成26年度の細かい事務処理については、中村議員事務所を平成27年7月に退職した元職員Yでないと分からないので、Yに確認して欲しい。

③ 中村議員事務所元職員Y

本件監査請求に関し、平成26年度において中村議員事務所でホームページ及び印刷に関する事務を担当していた元職員Yに対し、平成27年11月12日（木）及び同月19日（木）に聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果、元職員Yの説明の要旨は次のとおりであった。

ア 担当職務等について

中村議員事務所には平成元年頃採用され、平成27年7月16日に退職した。経理事務、議員のスケジュール管理、パソコン操作等、事務所の全般的な職務を担当しており、経理事務については、平成26年度は2人いた事務職員のうち自分が主に任されており、政務活動費の支出については一任され、使途については口頭で事後報告していた。

イ ホームページ開設、維持について

中村議員のホームページは平成20年か21年頃スパライズ株式会社代表取締役が立ち上げ、開設、維持業務をしていたが、時期ははつきりしないが昨年頃から別の同議員の知人がボランティアで担当するようになった。

平成26年度についてはホームページの内容の更新をスパライズ株式会社には依頼していないが、パソコン操作の相談などをお願いしていることから、そうした経費を含めて、ホームページ開設、維持経費とした。

ホームページ開設、維持経費については、月5万円の金額はホームページ開設当初に当該代表取締役と話し合って決定したが、契約書等は一切作成していない。また、当該代表取締役が同議員にお世話になっているからと当初から受取りを固辞してきた経緯があり、政務活動費から支出するつもりで現金を用意したが、いまだ現金を渡すには至っておらず、このことは同議員には報告していない。いつかは渡すつもりで、現在でも同議員事務所の机の中に鍵をかけて保管しており、鍵は同議員事務所にあるが、この現金については、後任の事務職員にも話しておらず、保管場所については大事なものが入っているので触らないように、何かあった時は自分に連絡するように言つてある。

ホームページ開設、維持経費の領収書は、自民党会派への政務活動費の報告書作成のため、自分が作成した。

ウ 「県政レポート」印刷について

以前より中村議員事務所の印刷は石井印刷株式会社に口頭で依頼しており、証拠書類は領収書のみであり、契約書等の書類は作成していない。

県政レポートの原稿は自分が同議員事務所のパソコンで作成しており、CD又はメールの添付ファイルで同社に送付していた。

納品については、同議員事務所に納品してもらい、納品確認は自分が行った。

支払は同議員事務所と同社が近いため、自分が毎回現金を届けていた。

配布のためのポスティングは知人に有償で依頼し行っていたほか、後援会のボランティアによって行っていた。

(4) スパライズ株式会社

本件監査請求に関し、ホームページ開設、維持に係る本件支出の領収書の名義人であるスパライズ株式会社に対し、平成27年11月17日(火)に聞き取りによる調査を実施するとともに、帳簿、書類その他の記録の提出を求めた。

調査の結果、スパライズ株式会社代表取締役の説明の要旨は次のとおりであった。

平成19年頃から中村議員のお手伝いをするようになり、運転手などをしていた。ホームページに関しては、平成20年頃から開設、維持業務を行っていたが、契約書等は作成していなかった。平成22年の冬頃から自社とは別の人人が開設、維持業務を行うようになったため自社では開設、維持業務を止めており、平成26年度については一切関与していない。また、他の業務も一切行っていない。自社で担当していた頃は、自社のパソコンで作成しており、当時のURLは「<http://www.s-nakamura.com>」であり、現在の「<http://sho-ji.de>」とは違う。当時のファイルは自社のパソコンに保管してある。

平成26年度において、自社及び代表取締役は中村議員及び同議員事務所からの金銭の受領は一切なく、平成26年度は中村議員及び同議員事務所に対して領収書を発行していない。

中村議員及び同議員事務所に対して領収書を発行したのは、平成22年9月30日の発行が最終であり、平成26年度の中村議員の政務活動費の支出伝票に添付された自社名の領収書については不知である。また、平成22年当時自社で使っていた領収書の書式はアピカ社製のものであり、支出伝票に添付されたコクヨ社製のものとは違う。

(5) 石井印刷株式会社

本件監査請求に関し、「県政レポート」印刷に係る本件支出の領収書の名義人である石井印刷株式会社に対し、平成27年11月12日(木)に聞き取りによる調査を実施するとともに、帳簿、書類その他の記録の提出を求めた。

調査の結果は、次のとおりであった。

同社代表取締役から、「県政レポート」は、口頭で注文を受け、印刷・納品した後、印刷代金は現金で受領し、同社名の領収書を中村議員事務所あてに発行したが、会社の売上げには計上せず、個人の収入としたため、納品書、請求書、領収書の控えなど、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける書類並びに個人の収入としたことを裏付ける書類は一切ないとの説明があり、帳簿、書類その他の記録の提出はなかった。

第6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費の制度の概要

ア 政務活動費の概要

(ア) 法の規定

普通地方公共団体は、法第100条第14項の規定に基づき、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされている。

また、同条第15項の規定により、前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するとされている。

(イ) 本県条例の規定

本県では上記の法の規定に基づき、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（改正平成25年条例第42号。以下「政務活動費条例」という。）を定めており、政務活動費条例第2条から第5条までの規定により、政務活動費（交付対象経費：調査研究費、資料作成費等）は、議会の会派（所属議員が1人である場合を含む。）毎に、①会派、②議員、③会派及び議員のいずれかに交付する方法があり、中村議員が所属する当該会派は、会派に交付する方法を採用している。会派に交付する場合は、議員1人当たりの月額53万円に、その会派に所属する議員の数を乗じて得た額を交付している。

| | |
|---|--|
| (イ) 手引き(平成25年3月版)の規定 | |
| a 政務活動費の基本的な考え方 | |
| 政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる事項を原則として、会派及び議員の責任において、適切に処理するものとされている。 | |
| ① 必要性、妥当性及び効率性の原則 | |
| ② 透明性の原則 | |
| ③ 実費弁償の原則 | |
| b 政務活動費の充当に当たっての運用指針 | |
| 政務活動費の支出に係る証拠書類等とすることができるものとして、領収書、レシート、銀行の振込金受取書、ATM利用明細書(控)、郵便局振込票兼領収書等が定められている。 | |
| c 各経費別の運用指針 | |
| 各経費別の具体的な事例や留意点が定められており、本件支出が該当する広報・広聴費については、具体的な経費として広報紙等の作成及び発送に要する経費、会派及び議員のホームページ開設費、維持経費等が示されており、また、資料作成費については、具体的な経費として調査研究活動報告書、調査研究資料、政策要望書等の作成費が示されていて、1件につき5万円を超える資料作成費に政務活動費を充当する場合は、成果物を保存しておくものとされている。 | |
| イ 政務活動費の交付手続等 | |
| 政務活動費の交付手續等は次のとおりである。 | |
| (ア) 政務活動費の交付決定 | |
| 知事は議長から政務活動費条例第7条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく通知を受けたとき、政務活動費条例第8条第1項及び第2項の規定により速やかに当該年度の政務活動費の交付決定を行わなければならないとされている。 | |
| また、政務活動費条例第8条第3項の規定により、知事は、政務活動費の交付決定を行ったときは、速やかに会派又は議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとされている。 | |
| (イ) 政務活動費の交付請求及び交付 | |
| 政務活動費条例第10条の規定により、会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る政務活動費の請求をし、知事は当該請求があったときは、毎月16日に当該月分の政務活動費を交付するとされている。 | |
| (ア) 政務活動費収支報告書等の提出 | |
| 政務活動費条例第13条第1項の規定により、会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額等を記載した政務活動費収支報告書及び当該支出に係る証拠書類等の写しを翌年度の5月15日までに議長に提出することとされている。 | |
| (イ) 政務活動費の返還 | |
| 政務活動費条例第14条第1項の規定により、会派及 | |

び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の5月31日までに県に対して返還しなければならないとされている。

(ア) 政務活動費の額の確定

当該年度の政務活動費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。

また、政務活動費条例第13条第3項の規定により、議長から政務活動費収支報告書の写し及び証拠書類等の写しの送付を受けた知事は、法第221条第2項の規定により交付金を受けた者に対して、その状況を調査することができることを踏まえ、補助金の交付等に関する規則第13条の規定に準じて、収支報告書の内容や証拠書類等を確認し、政務活動費の額の確定を行っている。

ウ 政務活動費の検証等

(ア) 政務活動費経理責任者、政務活動費監査責任者の設置等

政務活動費条例第11条第1項の規定により、会派に政務活動費を交付する方法を採る会派は、政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である会派に係る政務活動費監査責任者については、この限りではないとされている。

同条第2項の規定により、政務活動費監査責任者は、会派に交付する政務活動費の収入及び支出について監査を行わなければならないとされている。

(イ) 証拠書類等及び会計帳簿の整理

政務活動費条例第12条第1項の規定により、政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならないとされている。

(2) 本件支出に係る当該会派への政務活動費の交付の状況

○ 平成26年度政務活動費

| 交付決定日 | 交付日 | 交付総額 (千円) | 収支報告書 受理日 | 額の確定 を行った 日 |
|----------------------|---|--------------|---------------------|-------------------|
| 平成26年 4月1日 | 平成26年 4月16日 | | 平成27年 5月15日 | |
| 平成26年 7月18日 ※1 | から 平成27年 3月16日 まで (毎月原則 16日) | 262,880 | 平成27年 7月8日 ※2 | 平成27年 5月21日 |

*1 会派異動届提出により、交付対象議員数に変動が
あったことによるもの

*2 収支報告書の修正が提出されたもの(交付額の変
更なし)

(3) 当該会派での手続

ア 各議員から会派への支出報告について

議員事務所からの金銭の受領はなく、平成26年度においても金銭の受領は一切なく、領収書を発行していないとの説明があった。

(6) 「県政レポート」印刷代

ア 「県政レポート」の印刷

中村議員事務所元職員Yへの関係人調査の結果、「県政レポート」は口頭で発注しており、納品確認は自分が行ったとの説明があり、また、石井印刷株式会社への関係人調査の結果、「県政レポート」は口頭で受注し、同議員事務所に納品したとの説明があったが、作成を裏付ける資料は提出されなかった。

イ 印刷代金の支出

中村議員及び同議員事務所元職員Yへの関係人調査の結果、「県政レポート」の印刷代金は全て現金で支払っており、当該会派に提出した領収書が証拠書類であるとの説明があり、他に資料は提出されなかつた。また、石井印刷株式会社への関係人調査の結果、同社代表取締役から、支払われた印刷代金は会社に入金することなく個人の収入としたため、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける書類は一切ないけれども、実際に金銭の授受はあったとの説明があったが、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける資料は提出されなかつた。

ウ 「県政レポート」の配布

中村議員事務所元職員Yへの関係人調査の結果、「県政レポート」については、ポスティングを知人に有償で依頼し行っていたほか、後援会のボランティアによって配布をしていたとの説明があつた。

2 判断の理由

請求人は、ホームページ開設、維持経費の領収書について、スパライズ株式会社の代表取締役が平成26年度に中村議員事務所の仕事を一切手伝っていないにも関わらず、ホームページ開設、維持を同社代表取締役が行っていたとする実態のない偽造された領収書であり、また県政レポート印刷の領収書についても、作成・配布の実態がないにも関わらず作成したとする架空の領収書であると主張する。

そして、中村議員がこれらの費用に政務活動費を充当したとするのは、政務活動費を詐取したものであるので、議会局經理課長に対して返還請求の措置をとることを求める主張をする。

よって、本件監査請求の趣旨は、議会局經理課長が返還請求權を行使していないことが、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるとして、議会局經理課長が中村議員に対して返還を請求する措置を求めていたものと認められる。

そこで、ホームページ開設、維持及び県政レポート印刷のための支出が実際に行われたか否かを確認するために、中村議員、同議員事務所元職員Y、スパライズ株式会社及び石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行つた。

ホームページ開設、維持については、同議員事務所元職員Y及びスパライズ株式会社に対して調査を行つたところ、元

職員Yは、監査請求書におけるホームページの開設、維持経費については同社に支払っておらず、その領収書は自分が作成したと説明し、同社代表取締役は、開設、維持経費は受け取つておらず、領収書も作成していないと説明した。双方の説明においては、ホームページ開設、維持経費は同社には支払われていない点で一致しており、これを踏まえると、支出の事実は認められず、中村議員が当該会派に提出したホームページ開設、維持経費の領収書は事実に基づくものとは認められない。

また、県政レポートの作成については、元職員Y及び石井印刷株式会社に対して調査を行つたところ、元職員Yは、県政レポートの印刷代金を同社に持参し現金で渡したと説明した。一方、同社代表取締役は、元職員Yから印刷代金を受け取り、領収書を作成したが、受け取つた印刷代金は同社の売上げには計上せず個人の収入にしたと説明し、印刷代金を受領した後の取扱いについてはその事実を裏付ける資料は作成していないと説明した。このため、県政レポートの印刷については支出の事実を客観的に判断できる資料は得られず、法で定められた監査権によっては、当該支出の事実の有無を判断するには至らなかつた。

上記のとおり、県政レポートの印刷代金については支出の事実の有無を判断するには至らなかつたが、ホームページ開設、維持経費については支出の事実は認められなかつた。したがつて、少なくともホームページ開設、維持経費として計上された495,000円については、補助金の交付等に関する規則第13条の規定に基づく実績報告における額の確定に当たつては対象外に相当するものと認められる。しかし、前記1(3)ウのとおり、平成26年度に政務活動費の交付先である当該会派が議長あてに報告した当該年度の收支報告書によれば、本件支出を含む支出合計額は収入合計額を上回つており、対象外となる経費495,000円のほかに支出の有無を判断できなかつた923,400円を政務活動費の対象外として整理してもなお上回ることから、県に対する返還額は発生しない。

したがつて、本件支出による返還請求權は存在していないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

3 結論

以上のことから、本件支出について返還請求權は存在していないため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がない。

神奈川県監査委員公表第26号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成27年12月25日

神奈川県監査委員 真島審一

| | |
|--|--|
| <p>(請求人) (略) 様 神奈川県監査委員 真 島 審 一 同 高 岡 香 同 太 田 真 晴 同 小 川 久仁子 同 茅 野 誠 監第133号 平成27年12月4日</p> <p>住民監査請求に基づく監査の結果について（通知） 平成27年10月8日に受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。</p> <p>第1 請求に対する判断 請求のうち、駐車料金の請求を求めることについては棄却し、その余の請求は却下する。</p> <p>第2 請求の内容</p> <p>1 請求人から平成27年10月8日付けで提出された請求書の内容 (内容は原文「主旨」のまま。ただし、漢字の誤変換を除く。また、請求書では個人名の姓を記載しているが、請求の対象である県職員を除き、姓については記号化し、同一の姓は同一記号で表記した。) 主旨 県委託業者 湘南国際村協会が管理委託された、横須賀国際村県有地を無断で近隣ホテルに駐車させている。 担当部署地域政策課 能勢課長、篠原 その事実知ったにもかかわらず、近隣ホテルに駐車料金の請求を昨年度も含めて実施せず。 国際村協会の本委託契約の担当者氏名を聞くが答える必要がないと拒否。 国際村協会の警備室のX氏が伝えた。X課長へ訪ねるも10月6日、私は担当でない、警察を呼ぶと発言、協会にXという課長は1人だとX課長に』確認した。 当事者への公務員法並びに委託業務者にたいして厳正な処置を望む</p> <p>2 請求人 氏名（略） 住所（略）</p> <p>3 請求人から提出された事実を証する書面 電磁的記録 請求人と近隣ホテル従業員との通話内容を録音したもの（同ホテルのマイクロバスの駐車について、同ホテル従業員が、その事実を認めた上で「よろしくない」と発言している。）</p> | <p>第3 請求の受理 本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件（以下「請求要件」という。）を具備しているものと認め、平成27年10月8日付けで受理した。 なお、請求人から提出された「事実を証する書面」は、書面ではなく電磁的記録に当たるが、録音の内容を書面形式とする場合、肉声は分からなくなり、証拠能力が損なわれるおそれがあるため、書面形式によらないやむを得ない事情があるものと認めた。</p> <p>第4 監査の実施</p> <p>1 監査対象事項 本件監査請求のうち、請求要件を満たすものは、政策局自治振興部地域政策課（以下「地域政策課」という。）が所管する湘南国際村県有地において、地域政策課の職員が、無断で駐車されている事実を知ったにもかかわらず、これを放置し、かつ、駐車料金の請求をしないため、請求するなどの処置を求める部分であるから、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるかについてを監査対象事項とした。</p> <p>なお、地域政策課の職員が湘南国際村協会の担当者の氏名について回答を拒否したとの部分については、請求要件を満たしておらず、住民監査請求制度の対象とはならない。そして、地方公務員法に係る部分についても同様に対象とはならない。</p> <p>また、法第242条第1項は、住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき」に請求できると規定しており、県知事若しくは委員会若しくは委員又は県職員の財務会計上の行為又は怠る事実が対象であることから、県職員以外の委託業者に係る部分については、住民監査請求制度の対象とはならない。</p> <p>2 請求人への陳述機会の付与 陳述の希望の有無について、請求人に対し、再三意思の確認を行ったが、本件監査請求の受理日から48日経過した中で、希望の申し出はなかった。 (平成27年10月30日)</p> <p>監査事務局職員が、18時頃、電話により、請求人に陳述の希望を確認したところ、回答は得られず、同年11月2日に再度電話するよう依頼を受けた。 (同年11月2日)</p> <p>監査事務局職員が、13時頃、再度電話をし、陳述の希望を確認したところ、回答は得られなかつた。 (同年11月17日)</p> <p>監査事務局総務課長名で、陳述の希望の有無を確認したい</p> |
|--|--|

ので同月26日までに連絡いただきたい旨の文書を簡易書留で送付した。

(同年11月19日)

監査事務局職員が、18時頃、電話をしたがつながらず、留守電に、職員の名前と再度電話をかける旨のメッセージを入れた。

(同年11月20日)

監査事務局職員が、13時頃、電話をしたがつながらず、留守電に、職員の名前と再度電話をかける旨のメッセージを入れた。

監査事務局職員が、17時頃、再度電話をしたところ、請求人から後にかけ直してほしいとの返答があり、時間を確認したところ、切断された。

監査事務局職員が、19時頃、再度電話をしたがつながらなかつた。(留守電メッセージは入れていない。)

(同年11月24日)

監査事務局職員が、17時頃、電話をしたがつながらず、留守電に、職員の名前、陳述会の件で電話をしたこと及び再度電話をする旨のメッセージを入れた。

(同年11月25日)

監査事務局職員が、14時頃、電話をしたがつながらず、留守電に、陳述会の件で電話をしたこと及び文書を送付しているが陳述会を希望する場合は同月26日までに連絡してほしい旨のメッセージを入れた。

請求人から、14時半頃、別件について電話があったが、陳述を希望する申し出はなかった。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、湘南国際村県有地の管理を所管する地域政策課を選定し、平成27年11月16日(月)に第一監査室において、職員調査を実施した。

地域政策課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 本件請求対象の土地(駐車場)について

ア 財産管理上の属性について

対象地の場所は、湘南国際村B・C地区に所在する仮設駐車場(以下「仮設駐車場」という。)である。

所在地(横須賀市湘南国際村2丁目2,388番24)の土地面積は153,681m²で、うち約9,100m²を仮設駐車場として供用している。

仮設駐車場を含む湘南国際村B・C地区の県有財産上の区分は、行政財産である。

イ 取得の経過及び現在の土地の形態について

湘南国際村は、昭和63年6月に県が公表した湘南国際村基本計画(以下「当初計画」という。)に基づき、三井不動産株式会社(以下「三井不動産」という。)が防災工事、造成工事、施設整備事業を進めてきた。

しかしながら、湘南国際村を取り巻く社会・経済情勢の変化に伴い、当初計画どおりに事業化を図ることが困難となつたことから、平成18年10月に当初計画を改訂し、湘南国際村改訂基本計画(以下「改訂計画」という。)を策定した。

改訂計画の地区計画では、本格的な基盤整備に着手していない湘南国際村B・C地区の地区計画が抜本的に見直され、「大楠山の緑を活用した地区」と位置付け、緑の再生と保全を図り、村内居住者や来村者が憩い、安らぎ、学び、交流するとともに、健康を育む場としての緑の空間の創造と、緑陰滞在型の国際交流拠点としての機能向上を高める地区」(以下「改訂後のB・C地区計画」という。)とされた。

こうした地区計画の変更を受け、三井不動産は、平成21年10月20日、湘南国際村B・C地区を県に無償譲渡し、無償譲渡を受けた県では、改訂後のB・C地区計画に基づき当該地区を利用することとし、現在に至るまで、緑の保全・再生・活用の場として、民間セクターと連携し、植樹や自然教育をはじめとする事業に取り組んでいる。

なお、仮設駐車場については、三井不動産が県に無償譲渡する以前から、湘南国際村のまちづくりを進めため、駐車場として利用していたものである。

このため、無償譲渡を受けた県としても、村内居住者や来村者、その理念に賛同して湘南国際村で活動している企業等の従業者の利便を向上し、もって改訂計画を着実に推進していくためには、引き続き、駐車場が必要と判断したところである。

県は、駐車場としての新たな設備を施しておらず、湘南国際村B・C地区の本格的な利用が決定するまでの間、暫定的に供用しているという意味合いで仮設駐車場としている。

ウ 現在の利用(管理)目的について

仮設駐車場は、「改訂計画を着実に推進する」という行政目的を達成するために利用に供している行政財産であることから、改訂後のB・C地区計画や、A地区計画(学術交流、人材交流、技術交流、文化交流の拠点)に沿って利用する場合には、目的内の利用となる。

このため、仮設駐車場の利用に当たっては、行政庁舎の利用者向けの駐車場と同様に、特段の手続を要しないこととしており、また、料金は徴収しない。

ただし、夜間(おおむね21時から翌朝7時)については、目的内の利用が想定されず、また、近隣する住宅地の良好な環境を維持する必要もあることから、仮設駐車場の出入口をロープで封鎖し、その利用を禁止している。

また、駐車以外の目的の活動(車中での宿泊、ラジコン等の操縦、動物の放し飼い・訓練等)については、「改訂計画を着実に推進する」という行政目的に合致しないことから、その利用を禁止している。

エ 管理について

イ) 管理者

仮設駐車場の管理に関する事務は、神奈川県県有財産規則第17条の規定により、「湘南国際村計画に関するこころ」を事務分掌とする地域政策課が所掌している。

しかしながら、地域政策課において、隔地にある仮設駐車場を直接管理することは困難なので、株式会社

湘南国際村協会（以下「湘南国際村協会」という。）に管理業務を委託している。

具体的には、県と湘南国際村協会は、「湘南国際村B・C地区維持点検業務委託契約」を締結しており、このうち、仮設駐車場に関する業務としては、「出入口の開閉」、「巡回日報の作成及び報告」、「安全確保上の応急措置及び報告」などがある。

このため、湘南国際村協会では、この契約に基づき、適正に業務を遂行しており、直近では、夜間、反復継続的に仮設駐車場に自動車を乗り入れ、そこで寝泊まりをしている者について、湘南国際村協会から地域政策課に対して報告があったことから、双方の担当者が協議し、警察に通報した事例がある。

(イ) 管理規程の制定の有無

これまで、仮設駐車場の管理に関しては、いくつかの目的外利用の報告はあったものの、そのような利用が常態化することはなかったことから、夜間、出入口をロープで封鎖すれば、管理規程を制定しなくても、管理上、特に問題が生ずることはなかった。

そうした中、前述のとおり、夜間、反復継続して仮設駐車場に自動車を乗り入れて、そこで寝泊まりする者が現れ、近隣住民にも不安が広がったことから、今般、これまでの取扱いを明確化することとし、「湘南国際村B・C地区「仮設駐車場」管理・運営要領」を定め、平成27年10月23日から施行するとともに、同日、利用に当たっての注意事項等を記載した案内を仮設駐車場に表示した。

(ウ) 利用可能な時間帯

昼間（おおむね7時から21時まで）

(エ) 利用料金の設定の有無

行政庁舎の利用者向けの駐車場と同様に、利用料金は設定していない。

(オ) 日常的又は定期的に行っている保全業務の内容

湘南国際村協会に委託している日常的な保全業務としては、出入口の開閉（開：7時／閉：21時）やフェンス、不法投棄・ゴミ等の確認がある。

(カ) 出入口の開閉方法

ロープによる。ただし、平成27年12月1日からは、ロープにより出入口を封鎖した際には、併せて施錠を行うこととした。

(キ) 使用を許可している事案の有無

行政財産の目的外使用許可の申請がなされた事案が1例あるが、拒否処分（不許可）としたところである。

なお、仮設駐車場の一部の区画を占用し、独占的かつ継続的に利用する場合には、民間の賃貸駐車場と同様の利用形態となることから、このような場合には、近傍類似の民間賃貸実例を勘案して賃付料を算定の上、地方自治法第238条の4第2項の規定による行政財産の賃付けを行うこととしており、過去、賃付けが妥当と判断されたものについて、いくつかの事案がある。

（ケ） 本来の目的又は使用許可の内容とは異なる利用があった場合の管理者の対応

目的外使用を発見したときは、管理受託業者である湘南国際村協会の担当者が注意を促すこととしている。

このうち、反復継続性が認められるなど、その態様が悪質な場合には、前述のとおり、湘南国際村協会と地域政策課が協議し、退去させるために必要な措置を講じている。

（ヘ） （ケ）に関連して、当該違反者に対し、使用許可における使用料に相当する金額などを請求するケース

地方自治法制上、行政財産の目的外使用許可を受けずに行政財産を目的外使用した者に対し、事後的に使用料又はその相当額を徴収することができる旨の規定は存しない。

このため、そうした違反者に対して使用料の相当額を請求しようとする場合には、民事上の損害賠償請求によらざるを得ないこととなる。

しかしながら、その請求に当たっては、損害額を確定しなければならないところ、そもそも、使用料の相当額をそのまま損害額として請求する合理的な根拠を見出すことはできず、また、使用許可を受けずに目的外使用をしていた期間を特定することも困難であることから、実際の請求までには、多くの時間とコストを費やすなければならないこととなる。

このように、徴収できる額と、徴収に要する時間やコストを比較衡量すれば、最少の経費で最大の効果をあげることが求められる行政の立場からは、違反者に対して損害賠償請求をすることができるケースは極めて稀と言わざるを得ず、地域政策課では、これまでにも、請求したケースはない。

(2) 本件住民監査請求について

ア 無断駐車の事実の有無について

請求者が摘示する「近隣ホテル」と思われるYのマイクロバスが、夜間、仮設駐車場に駐車していたことについては、請求人からの目的外使用許可申請において、「近隣のホテルのマイクロバスも無断駐車をしているのに、何故、自分だけが退去させられるのか」との請求人の弁明を契機に、平成27年10月7日、その内容を把握した。

同日、地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に、電話で事実関係を聴取したところ、「駐車頻度は月2、3回であり、そのうち運転手が月に1回はあるかないかの割合で朝まで置き忘れていたことがあった。今後は、夜間の駐車はしないよう、社内周知とルールの遵守について誓約する。」との回答があり、また、同月23日に直接会った時も同じ回答があった。

同ホテルのマイクロバスについては、平成26年4月29日に、管理受託者である湘南国際村協会から夜間駐車の通報を受けた地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に注意を促した経緯があるので、再びの指導となったものであるが、この間、湘南国際村協会又は地域政策課にお

いて、同ホテルによる仮設駐車場の夜間使用を許容した事実はない。

なお、平成26年4月29日の件に関しては、湘南国際村協会が4日連続での夜間駐車を確認したため、地域政策課に通報があったものである。地域政策課に通報する基準については、特に定めておらず、湘南国際村協会の判断に任せている。湘南国際村協会は、出入口の開閉時に駐車場内の状況を確認している。

※ 文中の「Y」は、該当のホテル名を記号で表記したもの。

イ 無断駐車に対する料金請求の有無について

同ホテルのマイクロバスが、以前、地域政策課の職員から注意喚起を受けたことがあるにもかかわらず、仮設駐車場に夜間駐車していたという事実が認められたが、反復継続的な行為ということはできず、「朝まで置き忘れている」という態様からは、特段の悪意を認めることもできない。

また、同ホテルでは、夜間、無断で駐車していたことを深く反省し、再発防止の誓約も行っている。

このため、地域政策課としては、このような態様の「無断駐車」に対して、多くの時間と経費を費やしてまで、損害賠償請求権行使する必要があるとは考えていない。

(3) 本件請求に対する見解について

以上のとおり、地域政策課の職員には、その管理する仮設駐車場について、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」はないので、このような請求は棄却されるべきである。

また、「当事者への公務員法並びに委託業者にたいして厳正な処置を望む」との請求については、そもそもが住民監査請求制度のらち外と思われ、その意味を理解することができないので、地域政策課として、何らの見解を示すこともできない。

なお、請求人は、仮設駐車場を管理する地域政策課及びその管理業務を受託している湘南国際村協会において、仮設駐車場を適正に管理していないと主張しているようであるが、請求人のいう「無断」で仮設駐車場に駐車している者に対し、両者が協力して、断固たる態度で退去を求めていることは、請求人本人が、最もよく理解するところである。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 本件請求対象地の属性について

ア 名称

仮設駐車場

イ 所在地、面積及び整備状況

(ア) 所在地

横須賀市湘南国際村2丁目2,388番24(湘南国際村B・C地区内)

(イ) 面積

約9,100m²

(ウ) 整備状況

地域政策課への職員調査の結果によれば、県は、駐車場としての新たな設備を施しておらず、湘南国際村B・C地区の本格的な利用が決定するまでの間、暫定的に供用しているという意味合いで仮設駐車場としている。

ウ 所有者及び財産区分

(ア) 所有者

神奈川県

(イ) 財産区分

行政財産

エ 取得の経過及び現在の利用目的

(ア) 取得の経過

湘南国際村B・C地区について、県の計画に基づいて湘南国際村の施設整備等を実施していた三井不動産から、平成21年10月20日、無償譲渡を受けた。

(イ) 現在の利用目的

県は、三井不動産が県に無償譲渡する以前から湘南国際村のまちづくりを進めるため駐車場として利用していた経緯や、来村者、村内居住者及び湘南国際村で活動する企業等の従業員の利便を向上し、もって改訂計画を着実に推進していくため、引き続き、駐車場として利用することとしている。

なお、行政庁舎の利用者向けの駐車場と同様に、特段の手続を要しないこととしており、また、料金も徵収しないこととしている。

(2) 仮設駐車場の管理について

ア 管理者

仮設駐車場の管理に関する事務は、神奈川県県有財産規則第17条の規定により、湘南国際村計画の推進に関する事務を分掌する地域政策課が行うが、平成22年度から、湘南国際村協会に管理業務を委託している。

イ 委託業務の内容

平成27年度湘南国際村B・C地区維持点検業務委託契約書に添付されている「湘南国際村B・C地区維持点検業務委託仕様書」には、仮設駐車場に係る委託業務について、仮設駐車場(250台)出入口開閉等となっており、詳細は次のとおり記載されている。

「仮設駐車場(250台)出入口開閉等」

(ア) 業務概要

A地区との隣接部にある仮設駐車場の適正利用を図るため次のとおり管理を行う。

(イ) 実施頻度等

a 頻度等 毎日

開 7:00

閉 21:00

(上記を目安に、季節・利用状況に応じて別途時間を指示する)

b 1回当たりの作業時間 各30分程度

c 実施体制 1名以上

(ウ) 業務箇所

車場の入口に、利用時間や利用に当たっての注意事項等を利用者に周知する案内を表示するなどの措置は行われておらず、また、地域政策課の説明によれば、これまでにいくつかの目的外利用の事例が湘南国際村協会から報告されている。このことからすると、本件土地の管理に当たり、なお改善する余地があったと認められる。

しかしながら、法第242条第1項に規定する「財産の管理」について、最高裁判所第一小法廷平成2年4月12日判決では、「法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」、「上告人らの右行為は、(中略) 本件土地の森林(保安林)としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当」と判示されている。また、横浜地方裁判所平成20年5月14日判決では、「住民訴訟の対象となるのは、同法242条1項所定の普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実に限られる。そして、住民訴訟制度が、上記財務会計上の違法な行為又は怠る事実を予防又は是正し、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としていることに鑑みれば、財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為に限り、財務会計上の行為としての財産管理行為に当たり、住民訴訟の対象となり得るものというべきである。」、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地(地方自治法238条1項1号)が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法242条1項所定の財産管理を違法に怠る事実に該当するものと解することができる。」と判示されている。このことから、財産の管理を怠る事実のうち、住民監査請求の対象となるのは、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られるものである。

本件の場合、県有財産が不法に占拠されている状態にあるものではなく、利用を認めていない夜間の時間帯に無断駐車が断片的に行われているというものであり、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財産管理行為を怠っているものとまでは認められず、むしろ、公の目的に供用するについて支障のない状態に維持することを目的とする公物管理上の問題とみるのが相当である。

したがって、県有地に無断で夜間駐車されている事実が

あったことは認められるものの、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実には当たらないので、住民監査請求の対象にはならない。

なお、地域政策課では、本件土地の管理を改善するため、利用者の遵守事項を明確にした、「湘南国際村B・C地区「仮設駐車場」管理・運営要領」を定め、平成27年10月23日から施行するとともに、同日、利用に当たっての注意事項等を記載した案内を仮設駐車場に表示しているところである。

(2) 債権としての財産管理を怠る事実の有無

請求人は、地域政策課の職員が湘南国際村県有地に無断で駐車されている事実を知ったにもかかわらず、駐車料金の請求をしないと主張している。つまり、県は無断駐車による利用料相当額を徴収すべきであるとの主張と解するが、県有地に無断で駐車されたことに対し、県に行使すべき債権が発生するすれば、県に財産的損害が発生している場合か、又は、近隣ホテル側に駐車料金等の未払いによる不当利得が生じている場合であると考えられる。

先ず、県に財産的損害が発生しているかについては、本件夜間駐車が財産的価値を減少するおそれが生じている場合でないことは前記(1)のとおりである。

次に、近隣ホテル側に駐車料金等の未払いによる不当利得が生じているかについてであるが、当該仮設駐車場は、利用料金が設定されておらず、駐車料金は徴収されない。仮に、地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可した場合、同法第225条の規定に基づき、使用料を徴収することができるとされている。この点についてみてみると、本件夜間駐車は私的な理由によるものであり、行政財産の使用許可が認められる場合に当たるとは言い難い。また、認められない場合でも、使用許可を受けて行政財産の使用料を支払っている者との公平性を勘案する必要があると思われるが、県が当該仮設駐車場の使用を許可した案件はこれまでないことから、その必要性も見当たらない。

したがって、県有地に無断で駐車されたことによる損害賠償請求権又は不当利得返還請求権たる債権が発生しているとは認められない。

よって、債権としての財産管理を怠る事実は認められない。

3 結論

以上により、湘南国際村県有地の管理に関し、請求人が、駐車料金の請求を求めるについて理由がない。

また、その他の部分については、住民監査請求の対象に当たらない。